

第19回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動への該当性の判断においては、表現の趣旨等を総合的に考慮するとともに、公然性や煽動性について十分に精査する必要がある。

 - ・ 表現活動の目的や表現方法等を踏まえ、ヘイトスピーチへの該当性を個別具体的に検討していく必要がある。

- 事務連絡ほか